

原案可決

賛成多数

第1号発議案

拉致事件の早期解決を図るため、万景峰92号入港禁止
措置等の経済制裁措置の更なる継続を求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成21年3月26日

提出者 総務文教委員長 西川洋吉

新潟県議会議長 三林碩郎様

拉致事件の早期解決を図るため、万景峰92号入港禁止措置等の経済制裁措置の更なる継続を求める意見書

北朝鮮による日本人拉致事件は、昨年の日朝実務者協議において再調査の実施について合意したにもかかわらず、北朝鮮が不誠実な態度を取り続け何らの進展もない状況にある。

また、核に関連する諸問題についても誠実な対応を見せないばかりか、ミサイルの発射を行うことを宣言するなど恫喝外交を繰り返している。

よって国会並びに政府におかれでは、4月13日に万景峰92号をはじめとする北朝鮮籍船の入港禁止措置や全ての品目の輸入禁止措置の期限を迎えることとなるが、拉致事件の早期解決を図るため、北朝鮮に対して引き続き現行の制裁措置を継続し圧力をかけるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月26日

新潟県議会議長 三林 碩郎

衆議院議員	議長	河野洋一様	平月郎様
参議院議員	議長	田中五太郎様	文馨様
内閣総理大臣	大臣	江馬弘様	博義様
内外務大務	大臣	中曾根俊一様	一夫様
財務大務	大臣	与謝野靖建様	
経済大務	大臣	二階俊子様	
国際大務	大臣	金子田村様	
国防大臣	大臣	浜河長様	
内閣官房長官	官房長官	河村建様	

原案可決
贊成多數

第2号発議案

都道府県議会制度の充実強化に関する意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成21年3月26日

提出者 尾澤身野川孝和 昭修雄 斎中藤原隆八景一佐柄藤沢純正

成雄一爾秀郎郎機守健二仁郎子
一辰甚莞吉二光英 昭 太力
樺井井藤川松津山谷渕山月木川
富榆桜佐早村長東梅大竹若青中
大一猛吉彦忍治修夫郎次広男雄よ
一孝 洋國 謙 伊佐一直増政邦浩き
林村野川谷野莉井野 崎川田藤川
小市片西金小帆石星進宮市志佐 長谷
二之隆一一洸生夫一健郎幸元又秀
雄卓 林良 峯惇佳 五信芳幸
川藤島林村野野辺富塚山藤山川尾
皆佐小小岩中小渡三石内佐小松横

新潟県議会議長 三林 碩郎 様

都道府県議会制度の充実強化に関する意見書

平成12年の地方分権一括法の施行以降、地方分権推進の動きが着々と進行する中で、二元代表制の下、地方議会の役割は、一層増大しており、住民代表機能のさらなる充実や監視機能の強化などが強く求められている。

今後、地方議会が住民の期待に応え、その役割を十分に發揮していくためには、議会の諸機能をさらに充実していく必要があり、そのため、本議会は議員発議による政策条例の制定をはじめ改革に積極的に取り組んでいるところである。

一方、地方議会のさらなる充実強化を図るために、制度的に解決すべき課題があり、議会の招集権を議長に付与することや活動実態が専業化している都道府県議会議員について、その役割にふさわしい位置付けを法的に明確にすることなど、本議会としても従前から制度改正を強く要望してきたところである。

現在、第29次地方制度調査会において、「監査機能の充実・強化」、「議会制度のあり方」について調査・審議されているところであるが、この二つは相互に関連していることから、全体としてバランスがとれ、かつ、実効性の上がる制度の構築に向け十分配慮した検討がなされるべきものである。

しかし、同調査会の審議動向を見ると、ややもすれば実態を離れた理念先行的な議論が散見される一方で、先の第28次地方制度調査会において、議会制度に関して今後の検討課題とされた事項の論議が進められていないなど、今後とりまとめられる答申が果たして現実の機能強化につながる内容となるのか、危惧せざるを得ない状況にある。

よって政府におかれては、真に都道府県議会の充実強化となる制度改正に向け、下記の事項について今次の地方制度調査会において十分審議を行い、所要の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 議会の自立性を高め、真の二元代表制を実現するため、議会の招集権を議長に付与すること。
 - 2 監査委員制度については、住民の代表者たる議選の監査委員が監査の公正と機能の充実に大きく寄与している現状を踏まえ、議選委員の存続を基本とした制度とすること。
 - 3 第28次地方制度調査会において今後の検討課題とされた「公選職」の具体的内容について検討し、議員の位置付けを明確にすること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月26日

新潟県議会議長 三林 碩郎

内閣総理大臣 麻生太郎様
総務大臣 鳩山邦夫様

原案可決
賛成多數

第3号発議案

公共事業に係る地方財政の充実に関する意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成21年3月26日

提出者 沢 野 修 孝 昭 隆 景
佐 藤 純 八 一 正 三 雄
小 川 和 雄 中 身 原 斎 沢
和 伸 尾 中

賛成者 成 雄 一 爾 秀 郎 郎 機 仁 男 雄 よ
一 辰 甚 菘 吉 二 光 英 三 邦 浩 き
櫻 井 井 藤 川 松 津 山 月 田 藤 川
富 榆 桜 佐 早 村 長 東 若 志 佐 長 谷
大 一 猛 吉 彦 忍 治 修 夫 子 ヨ 秀
一 孝 洋 国 謙 伊 佐 良 キ ユ 秀
林 村 野 川 谷 野 莖 井 野 島 川 尾
小 市 片 西 金 小 帆 石 星 竹 松 橫
皆 佐 小 小 岩 中 小 渡 三 小 青 中
雄 卓 林 良 峯 悅 佳 芳 太 一 郎 ヨ 子
川 藤 島 林 村 野 野 辺 富 山 木 川

新潟県議会議長 三 林 碩 郎 様

公共事業に係る地方財政の充実に関する意見書

地方財政がひっ迫している現在、国の直轄事業負担金や新幹線建設に係る負担金のあり方について、地方自治体から見直しを求める声が相次いでいる。

真に地方分権の進展を図るため、国と地方の適切な役割分担に基づき、直轄事業をはじめとする地方の事業費の負担割合を見直すとともに、その役割に見合った財源配分を行い、地方が自立できる財政制度を確立する必要がある。

また、100年に一度といわれる経済危機に対峙するため、緊急経済対策を実施しているところであるが、特に、地方においては公共投資関連施策による波及効果と即効性の発揮が期待されていることから、ひっ迫した地方財政に配慮した財政措置を講じることにより、地方においても公共投資の効果が十分に発揮される財政制度を早急に構築する必要がある。

よって国会並びに政府におかれでは、地方分権の精神に基づき、直轄事業負担金をはじめとする地方の事業費の負担割合を見直すなど地方財政の充実を図る制度を早急に構築するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月26日

新潟県議会議長 三林 碩郎

衆議院議員	長長臣	河野洋一	様様
参議院議員	大川田五郎	平月太郎	様様
内閣総理大臣	山生太郎	夫夫	様様
総務大臣	山村邦夫	鑿一	様様
財務大臣	謝野与一	茂子	様様
農林水産大臣	石破茂	義一	様様
国土交通大臣	金子一		

原案可決
賛成多數

第4号発議案

北朝鮮のミサイル発射に係る意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成21年3月26日

提出者	景一	藤原 隆八	斎中	之隆一	一洗生夫	一健郎	幸郎	子
小佐柄	大純三	身野川	昭修雄	卓林良	峯惇佳	五信太	力	ヨ子
林藤沢	一正	尾沢小	孝和	藤島林村	野野辺富塚山	藤木川	佐小小岩中	小渡三石内佐青中

賛成者	成雄一爾秀郎	機守健二	男雄よ	一辰甚莞吉	二光英	昭邦浩き	櫻井井藤川	松津山谷	渕山田	藤川	長谷川
皆市片西金小帆石星進宮市松横	雄彦忍治修夫	次広ヨ	秀	川村野川谷野薺井野	伊佐一謙	伊直増政	キヌ幸	佐早村長	東梅大竹志佐	長谷川	長谷川
	二一猛吉	彦治修夫	次広ヨ								

新潟県議会議長 三林碩郎様

北朝鮮のミサイル発射に係る意見書

世界平和と核の拡散防止を求める各国の願いのもと、北朝鮮をめぐり6か国協議が粘り強く行われ、北朝鮮に対して核開発の中止を求めるとともに、国際社会における孤立化に対し警告を発してきたところである。

然るに、北朝鮮はこの度、これらの警告を一切無視し、ミサイルの発射を宣言している。このことは、我が国の安全保障のみならず、世界の平和と協調を脅かす暴挙であり、到底看過することができないものである。

よって国会並びに政府におかれても、このような暴挙を許すことなく、北朝鮮に対して厳重に抗議するとともに、ミサイルが発射された場合には、自衛隊に破壊措置命令を発令し、ミサイル防衛システムを活用して北朝鮮のミサイルを迎撃・破壊するなど防衛体制上のあらゆる手段を用いてこの脅威を除去することはもとより、日本国内における北朝鮮関係団体の資産の凍結などをはじめとする、より効果的な厳しい制裁措置を行うよう強く望むものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月26日

新潟県議会議長 三林 碩郎

衆議院議員	議長	河野洋一様
参議院議員	議長	平月郎様
内閣総理大臣	大臣	五太郎様
外務大臣	大臣	麻生文馨様
財務大臣	大臣	中曾根弘博様
経済産業大臣	大臣	与謝野俊一様
国土交通大臣	大臣	二階千子様
国防衛大臣	大臣	金田靖一様
内閣官房長官	官房長官	浜河建夫様

原案可決
賛成多數

第5号発議案

対馬における外国人による土地取得に関する意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成21年3月26日

提出者	富佐柄	樺澤	一正	成純	身野川	孝和	昭修雄	斎中	藤原	景一
-----	-----	----	----	----	-----	----	-----	----	----	----

賛成者	皆市片西金小帆石星横	川村野川谷野莉井野尾	雄孝洋國謙	二一猛吉彦忍治修夫	林井井藤川松津山田	大雄一爾秀郎	三郎機男	之隆一	卓林良	一洗生夫
				一辰甚莞吉	二光英邦	一辰甚莞吉	二光英邦	一一	峯惇佳	一
				佐早村長東志	佐早村長東志	佐早村長東志	佐早村長東志	佐小岩中小渡三中	力ヨ子	佐川

新潟県議会議長 三林碩郎様

対馬における外国人による土地取得に関する意見書

古来より我が国の防衛の要衝であり、防人の島である長崎県の対馬において、近年、韓国からの観光ラッシュに続き、韓国資本によって島内の不動産が5,500坪も買い占められ、かつ海上自衛隊の基地に隣接する土地にリゾートホテルが建設され多くの韓国人観光客に利用されている状況は、国防の観点からも異常な事態にあるものと言わざるを得ない。

また、韓国においては、我が国の領土である島根県の竹島を違法に占拠しているばかりか、対馬を韓国の領土であると主張する国會議員も少なからずいるため、対馬が第二の竹島になる事態も懸念されているところである。

よって国会並びに政府におかれでは、対馬における国防等に関連する機関・施設の新規設置や拡充を図るとともに、外国資本による不動産買収の規制など領土保全に対する特別措置を講ずるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月26日

新潟県議会議長 三林 碩郎

衆議院議員	長長臣	河野洋	平月郎	様
参議院議員	長臣	江田五太	文馨	様
内閣総理大臣	臣	麻生弘	博義	様
内外財務大臣	臣	中曾根俊	一	様
経済産業大臣	臣	与謝野靖	義	様
國土交通大臣	臣	二金子	一	様
防衛大臣	臣	浜靖	義	様

原案可決

賛成多數

第6号発議案

経済危機に対する適切な対応を求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成21年3月26日

提出者	岩佐柄	村藤沢	良一	純三	尾沢小	身野川	斎中	藤原	景一	隆八

賛成者	皆佐	川藤島	雄卓	二之	川藤島	林谷野	林國謙	大一	成雄	一辰甚莞
	小小金	林	林	之隆	林	野	國	猛吉	爾	峯惇佳
	小帆	谷	國	一彦	谷	苅井	謙	秀郎	生夫	邦浩
	石星	野	伊佐	忍治	野	井藤		機子	一男	
	青中	木川	太一郎	修夫	松津	藤野		ヨ子	雄	
			力	伊佐	山島	野辺				
			ヨ子	太一郎	島川	富田				
				力	尾	藤				
					市片	林				
					西早村	村				
					長東	長				
					竹松	東				
					横	竹				

新潟県議会議長 三林 碩郎 様

経済危機に対する適切な対応を求める意見書

100年に一度といわれる経済危機に対して、政府においては1次補正予算、2次補正予算及び平成21年度当初予算において、さまざまな対応を行ってきてている。

しかしながら、残念なことに民主党をはじめとする野党による政策よりも政局を重視するという戦略により審議が進まず、経済対策については、時宜を得た適切な対応が求められるにもかかわらず、日々変化する経済状況に対応し切れていない状態にある。

このたびの経済危機の発端であるリーマン・ブラザーズの経営破綻時においては、我が国は、その影響が少ないと見られていたにもかかわらず、今やその影響を大きく受けている状況にある。

経済対策は、その状況を的確に把握するとともに迅速な対応をとらなければ、何らの効果を得ることもできないものである。

よって国会並びに政府におかれでは、日本経済の早急な回復を図るため、現下の状況を正確に把握するとともに、ひっ迫する地方財政に配慮した措置を講じつつ、公共投資関連施策をはじめとした雇用の創出と安定に資する総合的な緊急経済対策を速やかに行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月26日

新潟県議会議長 三林 碩郎

衆議院議員	参議院議員	内閣総理大臣	長官大臣	河野洋一	平月郎夫	平洋一	平月郎夫	平洋一
内閣総務大臣	内閣総務大臣	内閣総務大臣	内閣総務大臣	江田五月	太田邦夫	五太郎	太田邦夫	五太郎
厚生農林経済大臣	厚生農林経済大臣	厚生農林経済大臣	厚生農林経済大臣	麻生生山	与謝野馨	生山馨	与謝野馨	馨
財務大臣	財務大臣	財務大臣	財務大臣	福澤与謝野	外山馨	福澤馨	外山馨	馨
国土交通大臣	国土交通大臣	国土交通大臣	国土交通大臣	石添要一	森繁俊一	石添要一	繁俊一	要一
経済財政政策担当大臣				二井金子	二井金子	二井金子	二井金子	金子
				与謝野馨		与謝野馨		馨

原案否決
賛成少数

第7号発議案

国直轄事業負担金の廃止を求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成21年3月26日

提出者 大渕 健 佐藤 信幸 市川 政広

賛成者 梅谷 守 石塙 健次 進竹 直一郎
内山 五郎 宮崎 増元 山島 昭二
若月 仁 小山 芳子 岩佐 良子
青木 太一郎 松川 キヌヨ
中川 力ヨ子 長谷川 きよ

新潟県議会議長 三林 碩郎様

国直轄事業負担金の廃止を求める意見書

米国発の金融危機に端を発した世界的な経済不況の中、我が国においても景気後退が加速し税収が落ち込む一方、経済や雇用の安定等を図るための歳出需要が膨らみ、国、地方自治体を問わず厳しい行財政運営を強いられている。

そのような状況においても、地方自治体は、事業の優先順位や工事費の妥当性も国が決め、地方の裁量権がほとんどない国直轄事業の負担金を拠出しなければならず、当該自治体の行財政運営の自由度は大きく制約されているところである。また、地方自治体は国直轄事業の維持管理に係る費用を一部負担しているが、地方自治体が行う事業の維持管理については一般的に国の負担がないことから、国直轄事業の維持管理に係る費用については、管理主体である国が全額負担すべきである。

本来、国直轄事業は全国的な見地から必要とされる国家的政策として、国の責任と負担において実施されるべきものであり、地方自治体に対して個別に負担金が課されることは、国と地方の適切な役割分担の観点から見直しが必要であり、地方分権が叫ばれているなか、権限移譲やその役割に見合った財源配分を行い、地方が自立していくける行財政制度を確立することが重要である。

よって国会並びに政府におかれでは、分権型社会を構築するため国直轄事業負担金を廃止して国の責任と負担において国直轄事業を実施することとし、とりわけ維持管理に係る負担金については早急に廃止するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月26日

新潟県議会議長 三林 碩郎

衆參內總財農國
議議閣
長長臣臣臣臣臣
議議大
院院理
河江麻鳩與石金
野田生山野破子
洋五太邦
平月郎夫馨茂義

原案否決
賛成少数

第8号発議案

不況下における緊急雇用対策の強化を求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成21年3月26日

提出者 石塚 健 佐藤 信幸 市川 政広

賛成者 梅谷 守 進宮 直一郎 大竹 浩二子
内山 五郎 増崎 次郎 島昭良
若月 仁山 小山 元太一郎 竹島 キヌヨ
若志 田邦 青木 力子 川良子
佐藤 浩雄 中川 ヨ子 長谷川 キヨ

新潟県議会議長 三林 碩郎様

不況下における緊急雇用対策の強化を求める意見書

米国発の金融危機に端を発した経済不況の影響は、我が国にも甚大な影響を及ぼし、国民生活の基盤である雇用にも影を落としている。厚生労働省の調査では、3月末までの6か月間に職を失ったか、または失われることが決まっている非正規労働者は157,806人にも上り、まだまだ歯止めがかかる状況ではない。非正規労働者のためのセーフティーネットは脆弱であり、一度派遣切りをされたら、住む家さえもない者も多く、セーフティーネットの構築は、緊急の課題である。

また、内定採用取り消し者数は、厚生労働省の調査では、全国で1,574名にも上り、発表のたびに増加している中、企業が安易な内定取り消しを行わないようとする処置が求められている。景気悪化がどこまで進むかはわからず、地方自治体も雇用対策は講じているものの財政的に限界がある。

このような不安定な雇用状況は、国民の不安を增幅させ、未来に希望の持てない社会を作り、経済安定に不可欠な安心感を枯渇させ、より一層の格差社会を生み出すことは容易に想像できる。この厳しい経済状況下において、より大胆で効果的な雇用対策を打ち出すことが日本政府の責務である。

よって国会並びに政府におかれでは、下記の事項を速やかに実施するよう強く要望する。

記

- 1 企業が安易な解雇、内定取り消しを行わないよう、職業安定所の指導を強化することともに、必要な法整備を行うこと。
 - 2 事業主に対して助成される雇用調整助成金について要件の緩和や支給日数の延長等を行い、「派遣切り」の防止をはじめ、雇用の維持のための活用を推進すること。
 - 3 雇用のセーフティーネットを強化するため、雇用保険の適用対象者の拡大、失業給付（基本手当）の受給資格要件の緩和、基本手当日額の増額等について雇用保険法を改正すること。
 - 4 労働者派遣は一時的・臨時の雇用に限定するとの原点に立ち返り、雇用が不安定で労働安全衛生管理などの使用者責任が不明確な現行制度を見直し、労働者派遣法を改正すること。
 - 5 医療・介護、福祉、環境、新エネルギー、農林水産業などの分野での就労を支援するため、職業訓練・就労支援などを行うこと。
以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月26日

新潟県議会議長 三林 碩郎

平月郎夫馨一茂博馨
洋五太邦要俊
野田生山野添破階野
河江麻鳩謝与舛石二謝
議議大大大當大
院院總務勞水產政策
議議閣務務生林濟財濟

原案否決

賛成少数

第9号発議案

「協同労働の協同組合法（仮称）」の制定を求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成21年3月26日

提出者 梅 谷 守 佐 藤 信 幸 市 川 政 広

賛成者	石塚 健郎	進宮 進一郎	大竹 浩二郎	健二子
	内山 五郎	増崎 次郎	山島 昭良	
	若月 仁太郎	小宮 元	川島 ヨリ	
	若志 邦男	青嶋 太一郎	松川 キヌヨ	
	志田 邦男	木山 力	長谷川 きよ	
	佐藤 浩雄	川中 ヨ子		

新潟県議会議長 三林 碩郎様

「協同労働の協同組合法（仮称）」の制定を求める意見書

2000年以降の急速な構造改革により、経済や雇用、産業など、さまざまな分野で格差が生じ、とりわけ労働環境の問題は深刻さを増している。また時代の変化から労働形態は多様化し、現在の法律では対応しきれない面もある。それに加え、米国発の金融危機は国内経済に衝撃を与え、雇用にも影響。企業からの派遣切りや採用取り消しなど雇用不安は全国的に波及し、労働に関する問題は山積している。

こうした中で、働く者が同時に出资者であり、経営者でもある「協同労働」は、仕事おこし・地域づくりの観点から注目されている。特に中山間地を多く抱える我が県においては、過疎化と高齢化が進む中で地域維持が大きな問題となっているが、「自立した継続可能な地域社会づくり」を推進する観点からも「協同労働」は重要である。

しかし日本では、法的根拠がないため、社会的な信用が得にくく、事業・経営の安定化に必要な法人格が取れないのが現状である。すでに欧米では「協同労働の協同組合」の法整備がされており、日本でも3万人を超える人たちが協同労働という働き方を実践していると言われ、事業規模も年間300億円を超えている。

出資・経営・労働が三位一体になった新しい働き方は、経済的な格差を是正し、国民に安心し継続的に働ける場を提供する。また、コミュニティーの再生や現在の雇用不安を緩和し労働環境改善の観点からも、「協同労働の協同組合」は日本社会において不可欠である。

よって国会並びに政府におかれては、多様な働き方が可能な環境整備と、雇用創出や地域活性化への有力な制度として、「協同労働の協同組合法（仮称）」を制定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月26日

新潟県議会議長 三林 碩郎

衆議院議長	河野洋平様
参議院議長	江田五月様
内閣総理大臣	麻生太郎様
総務大臣	鳩山邦夫様
厚生労働大臣	舛添要一様
経済産業大臣	俊博様

原案否決

賛成少数

第10号発議案

農林漁業・農山漁村の再生に関する意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成21年3月26日

提出者 佐藤信幸 市川政広

賛成者	梅谷渕大竹志佐	守健二昭邦浩	石内若青中	塚山月木川	健郎仁太一郎力ヨ子	進宮五	崎山小松長谷川	直一郎増芳キヌヨ	次元
	山田藤	二郎雄	若青中	木川	太一郎力ヨ子	仁太一郎	小松長谷川	芳キヌヨ	
	藤	雄	中					きよ	

新潟県議會議長 三林碩郎様

農林漁業・農山漁村の再生に関する意見書

我が国は、大変豊富な自然環境と四季に恵まれた美しい国である。その風景の一端を支えているのは農山漁村であるが、今この農山漁村が存続の危機に瀕している。農林漁業就労者は経済的に不安定になりやすく、また高齢化が進んでいるため、後継者不足は慢性化し、大きな問題となっている。特に本県は中山間地域を多く抱え、中山間地域住民が安全・安心な生活をするために地域再生は喫緊の課題である。

農山漁村は、生産をするだけではなく環境の面でも大きな貢献をし、その多面的機能は多岐にわたり國の宝である。農林漁業・農山漁村の再生は、食料自給率向上や安全安心な食品を國民に提供する面から見ても、國が主体的に取り組まなければならない課題である。

農林漁業を再生し持続的に発展させるために、農山漁村の6次産業化は重要である。6次産業化を積極的に支援することにより、付加価値のより多くの部分を地方に帰属させ、自立した地域経済生活圏を確立し、農林漁業・農山漁村を再生することが可能となる。

よって国会並びに政府におかれでは、下記の事項を速やかに実施するよう強く要望する。

記

- 1 「6次産業化」に必要な人材を確保・育成し、地方公共団体と各産業界が連携したネットワーク作りを進めるため、財源と権限の地方への移譲、金融・税制・補助金・規制の見直し等を総合的かつ一体的に実施すること。
 - 2 農山漁村の多面的な機能に着目し、教育、医療・介護の場として農山漁村を活用するとともに、園芸療法、森林セラピー等による癒し効果のメカニズム、自然治癒力の回復を検討し、これらの療法の公的医療・介護保険における在り方について検討すること。
 - 3 農山漁村地域が創意・工夫を發揮できるように、現在の土地利用に関する諸制度を抜本的に見直し、土地利用を一体的かつ総合的に行うことの出来る新たな土地利用制度を創設し、定住人口・交流人口の増大に係る施設整備、都市部への情報発信について支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月26日

新潟県議会議長 三林 碩郎

原案否決
賛成少数

第11号発議案

安定的・持続的な除雪体制の構築に関する意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成21年3月26日

提出者 佐藤信幸 市川政広

賛成者	梅谷	守健	塙山	健郎	進宮	直一郎
	大渕	二子	月五	仁男	崎山	増次
	竹山	昭志	田邦	雄	小青	芳元
	島島	若佐	藤浩		木川	太一郎
	松川	キヨ	長谷川	きよ		力ヨ子
	横尾	秀				

新潟県議会議長 三林 碩郎 様

安定的・持続的な除雪体制の構築に関する意見書

除雪事業は、積雪寒冷地域の経済活動や住民生活を支える根幹的な事業であり、安定的・持続的な除雪体制を構築することは、地域住民が安心し安全に暮らせる生活環境の確保にとって不可欠である。

一方、地方財政が厳しいなか、地方自治体が除雪事業に対して毎年多額の費用を負担することには限界がある。

よって国会並びに政府におかれでは、除雪事業の円滑な実施のため、下記事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 降雪状況に影響されない安定した除雪体制を維持するため、除雪オペレーター確保の入件費の補償や除雪機械維持に係る固定経費に対し、除雪業者の経営安定に向けた新たな制度化や財源支援措置を講ずること。
 - 2 都道府県管理道路については、雪寒法による補助事業により措置されているが、都道府県単独費の持ち出しが発生するなど、必要額が十分に確保されていない状況にあるため、道路除雪経費の補助額の全額確保を図ること。
 - 3 各自治体が除雪体制強化の面から、現在財政的にも制度的にも除雪機械を増設することが難しいため、除雪機械を増強できるよう制度の拡充を図ること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月26日

新潟県議会議長 三林 碩郎

衆議院議長	河野 洋平様
参議院議長	江田 五月様
内閣総理大臣	麻生 太郎様
総務大臣	鳩山 邦夫様
財務大臣	与謝野 肇様
国土交通大臣	金子 一義様